

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は平成二十六年一月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定、第五条の改正規定(同条第二項第一号の二の次に一号を加える部分を除く。)、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条の改正規定(同条第三項第三号を削る部分を除く。)、第十四条第一項第三号の改正規定、第二十八条の改正規定(同条にただし書を加える部分に限る。)、第三十五条の改正規定並びに別紙様式第十六から第十八まで、別紙様式第二十三及び第二十四の改正規定並びに附則第一条第二項の規定(同項第一号に係る部分に限る。))並びに附則第三条及び第四条の規定は、平成二十四年一月十七日から施行する。

2 この省令による改正後の外国為替の取引等の報告に関する省令の規定は、それぞれ次の各号に定める報告から適用する。

一 第一条の改正規定、第五条の改正規定(同条第一項第一号の二の次に一号を加える部分を除く。)、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条の改正規定(同条第三項第三号を削る部分を除く。)、第十四条第一項第三号の改正規定並びに別紙様式第十六から第十八まで、別紙様式第二十三及び第二十四の改正規定による改正後の規定 平成二十四年一月十七日以降の取引又は行為に係る報告

二 第二十八条の改正規定(同条にただし書を加える部分に限る。))による改正後の規定 平成二十四年一月份の報告

三 第二十九条、第三十条及び別紙様式第五十から第五十二までの改正規定による改正後の規定 平成二十六年一月以降に終了する事業年度末に係る報告(第二十九条並びに別紙様式第五十及び第五十一の改正規定による改正後の規定に関し、当該規定に係る報告をする者が法人以外の場合にあつては平成二十六年末に係る報告)

四 前号に掲げる規定以外のこの省令による改正後の規定 平成二十六年一月一日以降の取引又は行為に係る報告

(経過措置)

第二条 外国為替の取引等の報告に関する省令の一部を改正する省令(平成二十三年財務省令第十八号) 附則第二条第一項及び第二項に規定する財務大臣が定める日は、平成二十六年一月一日とする。

第三条 当分の間、別紙様式第十四中、「第33条第4項又は第5項」とあるのは、「第33条第3項又は第4項」と、別紙様式第十五の一及び第十五の二中、「第33条第5項」とあるのは、「第33条第4項」と読み替えるものとする。

第四条 この省令による改正後の別紙様式による報告については、当分の間、改正前の別紙様式による報告書を取り繕い使用することができる。

○財務省令第九十七号

予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号) 第百四十四条の規定に基づき、歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

財務大臣 安住 淳

歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令

歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第百四十二号)の一部を次のように改正する。
第三条第三項に次の一号を加える。

四 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「労働保険料徴収法」という。第二十一条の第二項の承認に係る労働保険料及び石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。))第三十八条第一項の規定により準用する労働保険料徴収法第二十一条の第二項の承認に係る一般拠出金(以下この号において「労働保険料等」という。))のうち、同項の金融機関が歳入徴収官から労働保険料等の納付に關し必要な事項について電磁的記録による通知を受け、当該事項に従い納付するもの
第二十一条の六第一項第一号中、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号。以下「労働保険料徴収法」という。))を、「労働保険料徴収法」に、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成十八年法律第四号。以下「石綿健康被害救済法」という。))を、「石綿健康被害救済法」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第七十二号

特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十八日

経済産業大臣 枝野 幸男

特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令
(特許法施行規則の一部改正)

第一条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。

目次中、「第二章 学術団体の指定(第十九条―第二十二条)」を、「第二章 削除に、第二章の二 博覧会の指定(第二十二条の二―第二十二条の四)」を、「第二章 削除に、

「第三十八条の十四の二」を、「第三十八条の十四」に、「第六章 裁定(第四十一条―第四十五条)」を、「第六章 特許権の移転の特例(第四十条の二)」に、「第六十九章」を、「第六十九章の二」に改める。
第七章 裁定(第四十一条―第四十五条)」に、「第六十九章」を、「第六十九章の二」に改める。

第七章の二を削る。

第十条第一項中、「第三十条第四項」を、「第三十条第三項」に改め、「特許法施行令」の下に(昭和三十五年政令第十六号)を加え、第二項若しくは第三項」を削り、「第七条の二」を、「第七条」に改め、「第十一条の五第二項」の下に、「第二十五条の七第五項」を加え、若しくは第六十九條第三項前段」を、「第三十八條の二第三項、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第二項」に改め、同条第二項中、「第三十条第四項」を、「第三十条第三項」に改め、「第二項若しくは第三項」を削り、「第十一条の五第二項」の下に、「第二十五条の七第五項」を加え、若しくは第六十九條第三項前段」を、「第三十八條の二第三項、第六十九條第三項前段若しくは第六十九條の二第二項」に改める。

第十一条中、「様式第三十二まで」を、「様式第三十一の八まで、様式第三十二」に改める。
第十一条の四中、「様式第三十二から」を、「様式第三十一の九から」に、又は様式第六十五の二十五により」を、「様式第六十五の二十五又は様式第七十の二により」に改める。
第十三条の三第一項第五号中、「第三項から第五項」を、「第五項から第七項」に、「第百三十四条の二第五項」を、「第百三十四条の二第九項」に改める。
第十六条第二項中、「第三項(同法第七十一条第三項」の下に、「同法第百三十四条の二第九項」を、「却下の処分」の下に、「同法第百六十四条の二第一項の規定による審決の予告」を加える。